議　員　提　案

平成 30 年 9 月定例会

目　　次

番　　号	件　　名	頁
議員提案第８号	寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正	1

議員提案第８号

寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年９月 21 日提出

寝屋川市議会議員
松　本　順　一
山　﨑　菊　雄
村　上　順　一
中　林　和　江
元　橋　理　浩

寝屋川市条例第　　号

寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年寝屋川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

３　当分の間、議員報酬(議員に対し現にその支給日に支給する議員報酬に限る。)の月額は、第２条各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額とする。

⑴　議長　728,000円

⑵　副議長　688,000円

⑶　常任委員会委員長　653,000円

⑷　常任委員会副委員長　648,000円

⑸　議員（前各号に掲げる者を除く。）　643,000円

附　則

この条例は、平成31年１月１日から施行する。